

「預金口座振替」による会費納入への協力のお願い

土会事務局

当会では、会員の皆様がより簡単・確実に会費をお納めいただく方法として、「預金口座振替」制度を導入しています。「預金口座振替」による会費納入へのご協力をお願いいたします。

預金口座振替のメリット

- 1：振込手数料不要（事務局が負担）
- 2：一度手続きするだけで、毎年度の会費納入の手続き不要
- 3：支部事務局、本部事務局の事務が大幅に軽減できる（集金、督促、台帳整理など）

● 「預金口座振替」の仕組み

毎年度の4月23日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に会員の皆様がご指定された預金口座から、その年度の会費をお引き落としします。（例：令和8年度分会費を令和8年4月23日（木）に引落し。）

会員の皆様は、最初に「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」をご提出いただくだけで、その後は、会費納入に際しての振込用紙へのご記入、金融機関でのお手続きや、手数料も必要ありません。

● 会費引落のご連絡

毎年度、会誌「山口建築士」3、4月号で、会費引き落としをお知らせします。

残高不足にご注意ください。（残高不足の場合は、各自でお振込みをお願いします。）

● 領収書

預金通帳に、「SMB C（ケンチクシカイヒ）又は「(ケンチクシカイヒ)自払」などと印字されますので、これを領収書に代えさせていただきます。領収書が必要な場合は、お申し出により発行します。

「預金口座振替」のお手続き

「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」に、必要事項ご記入の上、金融機関お届け印を押印して郵送してください。

当会ホームページの「会員の皆様へ」のページ内「預金口座振替による会費納入について」に「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」の様式（PDF）を掲載しています。



<https://y-shikai.or.jp/tomembers#hurikae>

記入例を参考に注意事項をよく読んでご記入の上、金融機関お届け印を押印してお送りください。

送り先：〒753-0072 山口市大手町3-8 （一社）山口県建築士会あて

令和8年度会費の口座振替をご希望の場合は、以下の提出期限に間に合うようにお送りください。

提出期限：令和8年3月10日（火）必着

● 「預金口座振替」中止のお手続き

預金口座振替を中止されたい場合は、前年度の3月15日までに土会事務局にご連絡ください。

一旦中止され、再開を希望される場合も同様です。